

## 資料 2

### ○豊郷町総合開発審議会設置条例

(昭和 47 年 6 月 17 日条例第 16 号)

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項および同法第 202 条の 3 第 1 項の規定に基づき豊郷町総合開発審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、町の総合計画の樹立および開発事業の実施について調査、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、または委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 削除

(3) その他町長が適当と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故のあるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画振興課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるものを除くほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、審議会が町長の同意を得て定める。

## 資料 2

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 53 年 7 月 1 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 63 年 6 月 20 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成 3 年 6 月 20 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 12 年 2 月 14 日条例第 1 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 11 日条例第 1 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 28 日条例第 18 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。